

2023 年度

School Life Guidebook

学校生活ガイドブック

～ 高等学校版 ～



[教育理念] 自尊・練磨・共生

学校法人 京都国際学園 京都国際高等学校

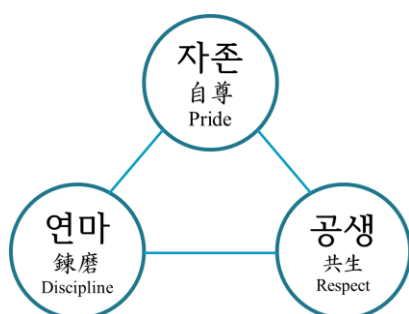
〒605-0978 京都市東山区今熊野本多山町1番地

()年()組()番 / 氏名()

入学宣言

わたしたちは本校の教育方針に従い、
規則を厳守し、京都国際中学高等学校の生徒として誇りと自覚を持ち、
自己形成のために最善を尽くすことを誓います。

教育理念



- ◆自らの出自を認識し、自己の存在に誇りを持つ人となる
- ◆自らの可能性を切り開くために、自己錬磨に勤しむ人になる
- ◆国際人として人権を尊び、異文化を正しく理解し、共に生きる人となる

学園沿革

1946年9月20日	京都朝鮮人教育会 結成 (後 改称 大韓民国京都教育会)
1947年5月13日	京都朝鮮中学校 開校 京都府知事認可
1951年12月19日	財団法人 東邦学院設立 校名 東邦学院中学校に変更
1958年4月4日	学校法人京都韓国学園設立 京都府知事認可
1961年5月11日	韓国政府 文教部長官 中学校認可
1963年4月16日	京都韓国高等学校設置 京都府知事認可
1965年9月16日	韓国政府 文教部長官 高等学校認可
1979年10月4日	新校舎(本多山キャンパス)建築竣工
1984年8月12日	本多山キャンパス新校舎竣工
2003年12月12日	学校法人京都国際学園京都国際中学高等学校 京都府知事認可
2004年4月1日	京都国際中学高等学校 開校
2014年4月1日	硬式野球部雨天練習場完成
2015年4月1日	制服改定・留学プログラム開始
2017年4月1日	全教室にプロジェクター設置
2021年3月19日	第93回選抜高等学校野球大会出場
2021年4月1日	新校舎建設準備開始
2021年8月10日	第103回全国高等学校野球選手権大会出場
2022年4月1日	新校舎棟 完成 高等学校3クラス化(進学コース・総合コース(国際系列・スポーツ系列))

語学能力目標

本校では、韓国語・英語・日本語の3か国語の習得を目指し、校内でも日常的に多様な言語を積極的に活用することを推進しています。

◆韓国語能力試験

※教材は『재외동포를 위한 한국어』使用、上級クラスは韓国検認定『国語』教科書使用

1) 目標

学年	初級		中級A		中級B		上級	
	教材	TOPIK	教材	TOPIK	教材	TOPIK	教材	TOPIK
1年	1-1	1級	1-1 ~ 2-2	2級	1-2 ~ 3-1	3級	韓国検認定 『国語』	4級
2年	1-2	1級~2級	3-1 ~ 3-2	3級	3-2 ~ 4-2	4級		5級
3年	2-1	2級	4-1 ~ 4-2	4級	5-1 ~ 5-2	5級		6級

韓国語能力試験(TOPIK)は韓国の政府(教育省)が認定・実施する唯一の韓国語試験です。この試験を受験することによって、韓国語の学習意欲を高め、韓国文化に対する理解の幅を広げることが目的です。韓国の大学進学には中級レベル(TOPIK II、3・4級以上)が前提になります。また、日本の大学進学において、総合型選抜(推薦入試)にも活用できる学部学科があります。

◆実用英語技能検定

在学期間		5級	4級	3級	準2級	2級	準1級
中学校	1学年						
	2学年						
	3学年						
高等学校 総合	1学年						
	2学年						
	3学年						
高等学校 進学	4学年						
	5学年						
	6学年						

自身の英語力を把握し、英語への関心・意欲向上が目的です。また、大学進学や就職の際には語学の資格として活用することができます。特に大学受験では、多くの大学が実用英語技能検定を判定基準の一つとして採用しています。

授業時間について

50分授業

	月～金	土
朝礼	8:30	8:30
1限目	8:40～9:30	8:40～9:30
2限目	9:40～10:30	9:40～10:30
3限目	10:40～11:30	10:40～11:30
4限目	11:40～12:30	11:40～12:30
昼休み	12:30～13:10	
5限目	13:10～14:00	
6限目	14:10～15:00	
7限目	15:10～16:00	

40分授業

	月～金	土
朝礼	8:30	8:30
1限目	8:40～9:20	8:40～9:20
2限目	9:30～10:10	9:30～10:10
3限目	10:20～11:00	10:20～11:00
4限目	11:10～11:50	11:10～11:50
5限目	12:00～12:40	
昼休み	12:40～13:20	
6限目	13:20～14:00	
7限目	14:10～14:50	

※現行の時間割は年度途中に変更する場合があります。

※時間割の変更は、朝礼・終礼時に担任先生から伝達されます。

※完全下校時間は、平日(平常授業日)18時、土曜、午前授業日は17時(変更の場合あり)

時差登校(40分)の場合

	月～金	土
朝礼	9:20	9:20
1限目	9:30～10:10	9:30～10:10
2限目	10:20～11:00	10:20～11:00
3限目	11:10～11:50	11:10～11:50
4限目	12:00～12:40	12:00～12:40
昼休み	12:40～13:20	
5限目	13:20～14:00	
6限目	14:10～14:50	
7限目	15:00～15:40	

※自然災害や電車遅延などで、時差登校になる場合もあります。

学習について（教務部）

A. 成績評価

①教科発達の評価は、定期考査(年 4～5 回)、課題物処理、出席状況等により全体的な発達状況を評価することを原則として到達度評価法を使用する。

その比率は原則として(定期考査:平常点) = (80:20)または(90:10)とする。

実技教科の評価は理論と実技を評価する。

その比率は(理論:実技) = (30:70)とすることを原則とする。

②高校卒業には単位取得が必要である。1 単位の時間は 50 分を標準として、1年間 35 単位時間を行なった授業を 1 単位として計算する。

B. 単位取得

次に該当する学生は単位認定を受けることが出来ない。

- ・学年末の教科成績が 5 段階の 1 である学生
- ・教科の欠席時数が該当教科の単位数の 8 倍を越える学生(下記欠席許容時間数参照)

< 欠席許容時間数 >

1 単位	8 時間まで
2 単位	16 時間まで
3 単位	24 時間まで
4 単位	32 時間まで

以下、同様の計算とする

- ・15 分を越える遅刻・早退・途中退出は欠課とする。(中学生も同様)
- ・15 分以内の遅刻・早退・途中退出は 3 回で 1 時間の欠課に換算する。
- ・テストにおいても 15 分を越える遅刻等は欠席とする。

単位未修得(単位不認定)教科科目が 3 教科以下で 10 単位以下の者に限って追認考査を実施する。

欠席許容時間数を越える欠席のある教科科目については、超過時間分の授業を補充しなければ追認考査を実施することができない。ただし、補充授業を実施できるのは、該当教

科科目の単位数に等しい時数までとする。

〔補充授業時間数の計算方法〕

(当該授業科目の欠席数) - (欠席許容時間数) = (補充すべき時数)

〔補充授業時間数の具体例〕

2 単位の科目で 18 回の欠席がある場合、上記計算方法により「18-16=2」となり、2 時間の補充授業が必要となる。また、19 回以上欠席した場合は超過時間数が単位数の「2」を超えるため、補充授業は実施できない。

・教科授業時数未達者はその該当の教科時数を補充してその該当科目の追認考査を受けなければならない。追認考査には考査料を徴収する。(1 科目 2,000 円)

C. 進級

高等学校において、年間出席日数の 3/4 未満に到達できない者(1/4 は可)、単位修得規定第 23 条に該当しない単位未修得者、韓国語の学力が該当学年の水準に未達の者は原級に留置する。

D. 定期考査等受験心得

年 5 回(または 4 回)行われる定期考査は、その期間に学習したことが、どれだけ自分の力となっているかを確かめ、その結果を参考にし、成果を測り、それを進路指導に活かすためのものです。

高校では結果(答)を覚え込むだけでなく、「考え抜く力」をつけることが大事です。考査結果は、平素の学習状況、出席率と共に評定の基準になるので、厳正な態度で受験し、遅刻や欠課をしないようにしましょう。

◇考査時間割が発表されたら

- (1)時間割をよく確認して、特に日頃の学習で不十分と思う点を、計画的に復習すること。
- (2)高校では全ての単位を習得しないと進級・卒業できないので、とくに不得手な教科には早くから取り組むようにすること。(成績不振者は留年になることがある。)
- (3)欠席した場合は再試験は行わないので、健康管理に留意し、体調を調べて受験すること。

- (4)机・椅子の落書き等は事前に消しておくこと。
- (5) 考査の一週間前から成績処理終了までは、職員室と事務所は入室禁止となるので注意すること。

◇考査当日の朝

- (1)公共交通機関の遅延により試験時間に間に合わない場合は、必ず学校に連絡すること。また、学校に到着したらすぐに職員室に行き、遅延証明書を提出し指示に従うこと。
- (2)教室に入ったら、机を一行に並べ、出席順に着席して受験すること。
- (3)考査に必要でないものは、あらかじめカバンに入れて、教室の前後に置くこと。机の上には筆記用具3、4本(HB以上の濃さ)と、消しゴムのみ用意する。下敷、筆箱等は片付ける。机の中には一切物を入れておかないこと。
- (4)携帯電話は朝礼時に担任に預けること。携帯電話や音楽プレーヤー等を時計がわりに使用することを認めない。
- (5)時計は各自用意するのが原則であるが、申し出があれば、テスト終了 10 分前のみ知らせる。
- (6)体調不良等により保健室受験を希望する場合、次のとおり申し出ること。
 - ①当日の8時20分までに保護者もしくは本人が担任に申し出る。
 - ②緊急の場合は、本人がテスト 10 分前までに、担任に申し出る。上記の申し出に対し、教務部が許可した場合のみ保健室での受験を認める。その他、担任または養護教諭が必要性を認めた場合は保健室受験とすることがある。

◇考査が始まったら

- (1)用紙の枚数を確認、すぐに記名すること。
- (2)考査には厳正な態度で臨み、不審な言動はしないこと。次の行為は不正行為とみなす。
 - ①カンニング
 - ②筆記用具の貸し借りをすること
 - ③私語をすること
 - ④机に落書きがあること
 - ⑤よそ見すること
 - ⑥許可なしに席を立つこと
 - ⑦落ち着きなく音をたてること
 - ⑧返却された試験の解答を書きかえること
 - ⑨その他、試験の進行を妨害する行為や試験監督に指示にしたがわないこと。

不正行為があった場合、その考査期間中の全ての試験が「0点」となり、停学処分を受ける。

- (3)ハンカチ・ポケットティッシュの持ち込みは、やむを得ない理由のある場合のみ監督の許可を得て、机の上に置くことを認める。その場合タオルや箱入りティッシュの持ち込みは不可とする。
- (4)マフラーやコート等を肩に掛けたり、膝に置いたり、または椅子の後ろに掛けたりすることは禁止する。
- (5)質問や用事があれば、静かに手を挙げ、監督の指示に従うこと。
- (6)高校では各考査時間の開始後、15分を超えて遅刻した場合、その科目の考査の受験を認めず欠席として扱う。この場合、先生の指示に従って、別室で自習すること。
- (7)考査中は教室外に出ることは許されない。やむを得ず教室を出る場合、その考査時間は再入室できない。
- (8)試験時間は次のとおりとする。ただし、実技教科の考査は25分間のことがある。また、進学コースでは教科により、下記時間を上回る場合があるので注意すること。

登校	～8:30
SHR	8:30～ 8:40
1限	8:40～ 9:30
2限	9:40～10:30
3限	10:40～11:30
4限	11:40～12:30

◇考査がおわったら

- (1)終了のベルが鳴っても監督が答案用紙の確認をし終わるまでは、席を離れないこと。
答案返却後はよく復習し、得点不良の教科は勉強の仕方を工夫すること。
- (2)解答用紙を提出するとき再度記名を確認すること。記名がない場合、その試験は「0点」となる。問題用紙は指示があった場合のみ提出する。その際には問題用紙にも記名したうえで提出すること。
- (3)テスト終了後は静かに下校すること。(他のクラスで試験が続いていることがある)
自学習する場合は、図書室等で行うこと。

◇**考査が返却されたら**

- (1)返却時の解説をよく聞き、採点内容に疑義があれば教科担当に申し出ること。また、点数計算等に誤りがある場合は、返却された当日中に申し出ること。
- (2)問題と解答をしっかりと復習し、得点の低い教科は特に勉強の仕方を工夫するなど、学力向上に活用すること。

◆**定期考査以外の診断テストや実力テスト、小テスト等も定期考査と同様に厳正に受験すること。**

【公欠の扱い】

1. 公式試合
2. 就職試験、大学・高校入試
3. 出席停止は医師が伝染病と認めたときなど。(例：インフルエンザ)
4. 外国人登録(半日)、ビザ・在留資格更新、パスポート作成。

【朝礼時の遅刻】

- ◎ 8時30分の朝礼時に教室内にいない生徒は、遅刻となる。

【授業の遅刻・途中退出と欠課・退出欠課】

- ◎ 各授業の15分以内の遅刻・途中退出は「遅刻・途中退室」、15分を越えた遅刻・退出は「欠課・退出欠課」となる。
- ◎ 試験の時は、15分を超えて遅刻してきた場合、受験できない。

	45分授業・考査	40分授業	50分授業	25分考査
遅 刻	15分以内	15分以内	15分以内	15分以内
欠 課	15分を超える	15分を超える	15分を超える	15分を超える

2023年度 教育課程(全学年)

教科	科目	標準単位	必須科目	1年(新課程)			2年(新課程)			3年(旧課程)				
				1組	2組	3組	1組(文)	1組(理)	2組	3組	1組(文)	1組(理)	2組	3組
国語	現代の国語	2	●	2	2	2								
	言語文化	2	●	2	2	2								
	論理国語	4					2	2	2	2				
	文学国語	4					2	2	2	2				
	国語表現	4												
	古典探究	4					2							
	〔旧〕現代文B	4									3	3	4	4
〔旧〕古典B	4									□3				
地理歴史	地理総合	2	●				2	2	2	2				
	地理探究	3												
	歴史総合	2	●	2	2									
	日本史探究	3					3							
	世界史探究	3												
	〔旧〕日本史A	2											3	3
	〔旧〕世界史A	2												
〔旧〕日本史B	4													
公民	公共	2	●	2	2	2								
	倫理	2												2
	政治・経済	2												
	〔旧〕現代社会											3	3	
数学	数学Ⅰ	3	●	3	3	3								
	数学Ⅱ	4					5	5						
	数学Ⅲ	3												
	数学A	2		2						3	2			
	数学B	2					選2	2						
	数学C	2												
	〔旧〕数学活用	2												
理科	科学と人間生活	2								2	2			3
	物理基礎	2		2										
	物理	4							□3				□3	
	化学基礎	2		2									□3	
	化学	4								□3			□3	
	生物基礎	2		2									3	3
	生物	4								□3			□3	
	地学基礎	2												
保健体育	体育	7~8	●	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	保健	2	●	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	〔専門〕スポーツⅠ					4								
	〔専門〕スポーツⅡ										4			
芸術	〔専門〕スポーツⅢ													4
	音楽Ⅰ	2	●				2	2	2	2				
外国語	美術Ⅰ	2					(2)	(2)	(2)	(2)				
	英語コミュニケーションⅠ	3	●	4	4	4								
	英語コミュニケーションⅡ	4					4	4	4	4				
	英語コミュニケーションⅢ	4												
	論理・表現Ⅰ	2		3										
	論理・表現Ⅱ	2					3	3						
	論理・表現Ⅲ	2												
	〔旧〕コミュニケーション英語Ⅲ	4										5	5	4
〔旧〕英語表現Ⅱ											4	4		
家庭	〔旧〕英語会話													
	家庭基礎	2	●	2	2	2								
	家庭総合	4												
	情報Ⅰ	2	●		3	2								
情報	情報Ⅱ	2								3				
	〔旧〕社会と情報	2												
	〔旧〕情報の科学	2											2	2
理数	理数探究基礎	1												
	理数探究	2~5												
総合	総合的な探究(旧総合的な学習)	3~6※	●	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
学校設定	韓国語Ⅰ			3	3	3								
	韓国語Ⅱ						3	3	3	3	3	3	3	3
	韓国地歴			1	1	1								
	韓国史						1	1	1	1				
	在日韓国人史										1	1	1	1
	韓国語演習				2				2		★2	★2	2	
	日本史演習										★2	★2		
	世界史演習													
公民演習										★2	★2			
数学演習					11						★2			
H R		3	●	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計				37	31	30	34~36	37	31	31	28	31~36	31	31

進路について（進路指導部）

A. 模擬試験

以下の日程にて模擬試験を実施します。年間を通して実力を測る大切な試験となりますので、計画を立てて受験するようにしましょう。

	1年		2年		3年	
	進学コース	総合コース	進学コース	総合コース	進学コース	総合コース
4月	スタディーサポート	基礎力診断テスト	スタディーサポート	基礎力診断テスト	スタディーサポート	基礎力診断テスト
5月	/	/	/	/	進研模試（記述）	/
6月					進研模試（マーク）	
7月					進研模試（記述）	
8月	スタディーサポート	基礎力診断テスト	スタディーサポート	基礎力診断テスト	/	基礎力診断テスト
9月	/	/	/	/	進研模試（マーク）	/
10月					進研模試（記述）	
11月					進研模試（マーク）	
1月	進研模試（記述）	基礎力診断テスト	進研模試（記述）	基礎力診断テスト	/	/

B. 規定

◇公募・自己・スポーツ推薦等の推薦系入試

大学、専門学校等への進学・受験に関わる推薦書発行において、以下の基準に該当する生徒のみ推薦審査申請及び発行することができる

成績 基準	推薦書発行時までの中間・期末考査の評定平均値が 3.0 以上であること。なお、出願に際し評定平均基準が設定されている場合は、評定平均値を満たしていることが条件である。
出欠 基準	3 年間の欠席が 30 日以内であることが望ましい。 31 日以上の欠席者は会議の上決定する。
規則 違反	生徒指導規則による違反 ※停学 1 日以上の処分が与えられた者 ○ <u>受験日より過去 1 年以上停学終了日より経過している場合は審査対象とする。</u> 反省の姿勢等推薦に値するかを会議し、決定する。 ○ <u>受験日より過去 1 年を停学終了日から経過していない生徒は、推薦不可とし推薦書の発行はできない。</u> なお、推薦書発行後に生徒指導規則違反による謹慎や停学処分などが下された場合は会議の上、取り消しとする。 ※注意書、訓告等の処分の場合は別途会議にて検討する
その他	上記に該当しない場合でも、学校長・教頭・進路指導部・生徒指導部・教務部の会議により、推薦基準に満たないと判断する場合は、推薦書の発行は一切できない。

◇指定校推薦入試

大学、専門学校等への進学・受験に関わり指定校推薦校内選考を受験する場合は、以下の基準に該当する生徒及び事前の説明会に参加した者のみが受験できる。

成績 基準	指定校推薦校内選考日までの中間・期末考査の <u>評定平均値が 3.0 以上</u> であること。なお、出願に際し <u>評定平均基準が設定されている場合は、志望校が取り決める評定平均値を満たしていることが条件</u> である。
出欠 基準	<u>3 年間の遅刻・早退等を含めた欠席換算数が 20 日以内</u> であること。 病欠等で診断書など公的な証明が提出された場合は、別途会議にて検討を行う。
規則 違反	生徒指導規則による違反 ≪謹慎処分≫ 在学中、謹慎処分が与えられた生徒は推薦不可とし指定校推薦校内選考を受験できない。 ≪訓告処分≫ ○ <u>受験日より過去 1 年以上訓告処分終了日より経過している場合は審査対象とする。反省の姿勢等推薦に値するかを会議し、決定する。</u> ○ <u>受験日より過去 1 年を訓告処分終了日から経過していない生徒は、推薦不可</u> とし指定校推薦校内選考を受験できない。 ≪注意書≫ 在学中、注意書が発行されている場合は別途会議にて検討する。 なお、指定校推薦校内選考後に生徒指導規則違反による謹慎・訓告処分などが下された場合は会議の上、取り消しとする。
その他	上記に該当しない場合でも、学校長・教頭・進路指導部・生徒指導部・教務部の会議により、推薦基準に満たないと判断する場合は、指定校推薦校内選考を受験できない。

C. 奨学金の種類

1) 国による奨学金

国(文部科学省)による返済不要の支援金です。国公立か私立に関係なく、年収が約 900 万円以下の家庭が対象です。高校入学時に、高校の案内に従って申請します。国からの支援金が学校に振り込まれ、「授業料」の一部として自動的に使われます。詳しい内容は文科省のHPを参考にしてください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/

2) 奨学のための給付金

国からの補助を受けて都道府県が実施する返済不要の給付金です。国公立か私立に関係なく、高校生がいる「低所得世帯」が対象です。授業料以外の「教育費」の支援金です(年間で数万円～十数万円)。基本的には学校を通じて都道府県に申請します。詳しい内容は文科省のHPを参考にしてください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1344089.htm

3) あしなが育英会

あしなが育英会が実施する「貸与型」の奨学金です。病気や災害、自死(自殺)などで親を亡くした子どもや、親が重度後遺障害で働けない家庭の子どもを支援しています。

4) 交通遺児育英会

交通遺児育英会が実施する「貸与型」の奨学金です。保護者等が交通事故により、死亡あるいは著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の学生に奨学金を貸与しています。

5) 日本学生支援機構 給付型 奨学金

国費を財源として、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするものです。

6) 校内選抜奨学金

在日本韓国入学校連合会奨学金 / PTA 奨学金

素巖(ソアム)奨學財團奨学金

などがあります。内部奨学金に関しては選抜期間に案内をします。

D. 2023 年度自習室利用に関して

【自習室】

○時間○

・平常授業日 18:00～19:15 ・午前授業日 終礼後～17:00 まで

※19:15 に下校バスが出ます。

○場所○

原則図書室。テスト 1 週間前～テスト前日は自教室を可とする。

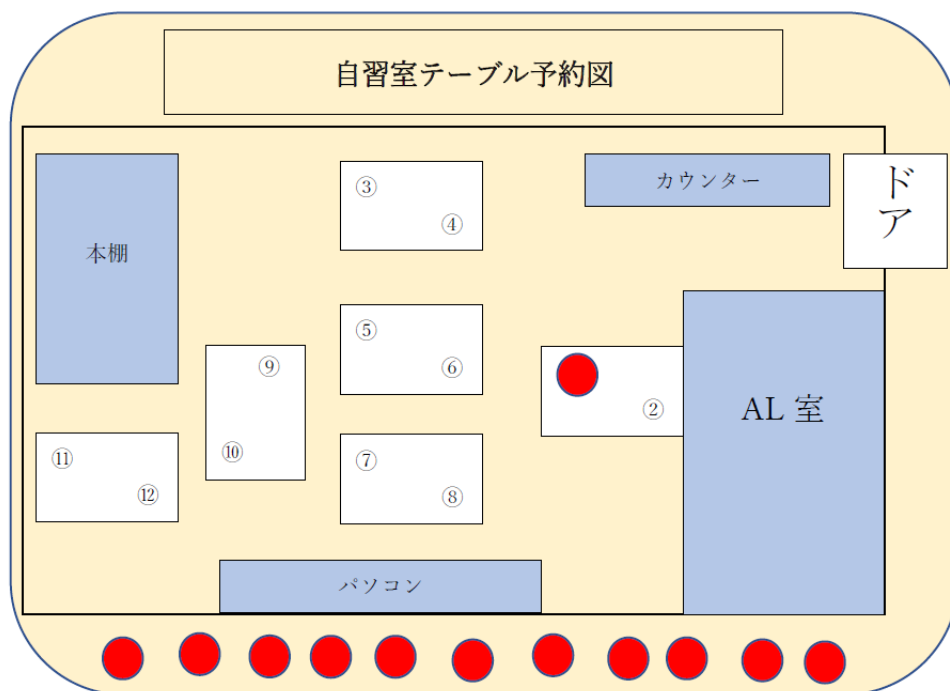
○座席○

全席指定・先着順。全 12 席。18:00 以降は自習室申請生徒以外立ち入り禁止とする。
私語等迷惑行為のあった場合は退室指示を出す。その後利用停止期間を設ける。

○予約方法○

当日 10:40 までに必要事項を記入の上、予約届を職員室まで提出。

座席番号は第1職員室前廊下ホワイトボードの予約図の使用したい座席にマグネットを動かした後、用紙に記入する。



○予約用紙○

自習室予約届			
学年・クラス	3年 1組	氏名	〇〇 〇〇
予約日時	2023年	4月	7日(金)
席番号	①	受付印	

○注意事項○

- ・自習室では私語を慎むこと。質問や相談の際は他の場所へ移動すること。
- ・予約を取り消す場合は職員室まで報告に来ること。
- ・図書室内は飲食禁止です。その他図書室の利用ルールを守ること。
- ・19:15に下校バスが出ます。遅れることのないように乗車すること。
- ・座席を使用した後は机の上の消しゴムやごみなどを捨ててから退室すること。
- ・その他自習室監督の先生の指示に従うこと。

ルールとマナーを守って学習しやすい自習室を維持しましょう。

2023.4.1 進路指導部

E. AS 塾(放課後塾)利用に関して

全校生の皆さんの学習の推進、進路決定に向けた取り組みとして AS 塾(放課後塾)を開講します。基礎学習や受験指導など自分に合った学習を自分が受けたい先生から個別指導してもらえる制度です。小グループの利用でも構いません。一人での学習はなかなかはかどらない人も、先生からの指導を受け効率の良い学習を目指していきましょう。

【AS 塾】(放課後塾)

○時間○

平日放課後～19:00、1ターム 60 分のターム制とする。

第1ターム 16:00～17:00 第2ターム 17:00～18:00

○場所○

講座によりその都度指定。予約後当日昼休みに第1職員室前ホワイトボードに掲示。

○予約方法○

当日 10:40 までに必要事項を記入の上、予約届を職員室まで提出。

必要事項を記入後、指導を受けたい先生と相談し、予約届にサインをもらい職員室に提出。

《予約の流れ》

- ①職員室前の AS 塾予約届を取りに来る。
- ②クラス・氏名・日時・講義内容・科目を記入。
- ③担当講師に確認を取りサインをもらう。
- ④予約届を進路指導部に提出。(1週間前～当日2時間目まで)
- ⑤当日昼休みに職員室前掲示板へ場所の確認をしに来る。
- ⑥時間になったら指定場所で授業開始。
- ⑦3ターム目利用生徒のみバス乗車可能。その他生徒は完全下校までに下校する。

○注意事項○

- ・当日キャンセルが続くなどマナーが守れない場合利用停止とします。
- ・使用教室の後片付けをきちんとしてから退室すること。
- ・第3ターム利用者は 19:15 の下校バスに遅れることのないよう乗車すること。
- ・AS 塾利用後、自習室の利用をする場合は自習室届も提出すること。

○予約用紙○

AS 塾予約届

学年・クラス	3年 1組	氏名	〇〇 〇〇		
予約日時	2023年 4月 7日 金曜日 場所 (美術室) 進路部記入		1ターム 16:00~17:00		
			2ターム 17:00~18:00	○	
			3ターム 18:00~19:00	○	
講義内容・科目	化学入試演習	講師印	河原	実施確認	実施後印

学校生活規則について（生活指導部）

A. 学校準則

本校生徒は常に校則および次の事項を守り、自己の本分を尽くすよう努力すること。

1. 礼儀

- (1)生徒は互いに尊敬の念をもって接し、礼儀正しく親切であること。
- (2)教職員に対する挨拶を欠かさないこと。
- (3)職員室などに入入りするときは、服装を整え、敬意を失わないこと。
- (4)来客に対しても敬意を失わないこと。
- (5)互いの文化や風習を尊重し、民族名で通う生徒への民族名称を心がけること。

2. 服装

- (1)制服 … 制服規定をよく読み、遵守すること。ネクタイ・リボンは常時正しく着用すること(制服を加工した場合は生活指導部が預かる。加工とはスカートを切る、ズボンの太きを変える等を指す。また、ブレザーのエンブレムをはずさないこと)。
- (2)頭髪 … 染色・パーマ・脱色・エクステ等をしないこと。
染色、脱色などした場合は、改善後も定期的な追跡調査を行い、黒染めを行う。
- (3)靴 … 登下校用(運動靴・革靴…派手な色・形は避けること)、上履き・体育館用(本校指定品)、体育時運動場用(派手な色・形は避けること)
- (4)鞆 … 生徒用として、適当であるもの。
- (5)その他 … ケガ・病気などで略装の必要があるときは、担任を通じて指導部の許可をうけること。
- (6)体操服は、指定されたものを着用すること。
- (7)制服以外での登下校はしないこと。
- (8)特別な理由がない限り、長時間体操服を着用しないこと。
- (9)ピアス(透明ピアス)・ネックレス・アクセサリー類を身につけて登校しないこと。
- (10)化粧品(ネイル含む)の使用は禁止とする。(容儀端正に心がけること。
- (11)ファッションタトゥーや美容整形は禁止とする。

3. 通学

- (1) 歩行者は、登下校時、必ず歩道を通行すること。
- (2) 通学路は本道を通り裏道にそれないこと。
- (3) 登校時に東福寺駐車場前より、マイクロバスが運行しているので乗車する生徒は、周囲の方々に迷惑をかけないように整列すること。(なお、容儀違反者は乗車できない)
- (4) 登下校時の買い食いは、原則的に禁止である。
- (5) 車・及びタクシー登校は厳禁である。
(やむを得ない事情があるときは、保護者の自家用車で送迎のみ許可するが、校門の駐輪場で降車すること)
- (6) 自転車通学希望者は、指導部に申請登録をする許可制である。
- (7) 許可を得た者は、番号シールを自転車にはりつけること。
- (8) 自転車には、二重ロックをすること。
- (9) 自転車の二人乗り、イヤホンをしながら等の運転は、絶対しないこと。(許可を取り消す)
- (10) 自転車で坂を降りるとき、左側通行でスピードの出しすぎは絶対しないこと。
- (11) 自転車は必ず決められた位置に駐輪すること。
- (12) 生徒は登下校の際、必ず生徒用玄関から出入りすること。(職員玄関は使用しない)

4. 授業

- (1) 始業のベルが鳴り終わるまでに着席し、授業で使用しないものは個人ロッカー内または鞆に入れ、学習できる状態で先生の来室を待つこと。
- (2) 教室内では、静粛にすること。
- (3) 授業中に病気あるいは、所要のために退出しなければならないときは、必ず先生の許可を得ること。また、それ以外は退出しないこと。
- (4) 教科担当の先生が5分以上を経過しても来室されないときは、代表者が職員室に連絡に来ること。

5. 昼食等

- (1) 登校後は外出禁止となるので外食は一切認めない。
- (2) 食堂販売 … 月～金(2校時の休み時間までに券売機で食券を購入し、4校時(5校時)終了後に食堂で食券と昼食を交換する)

6. 出 欠

- (1) 学校を休まないように体調維持や生活習慣に気を配ること。(皆・精勤賞がある。)
- (2) やむを得ず欠席・遅刻をする場合は、必ず学校(担任)に 8:30 迄に連絡をすること。
- (3) 遅 刻 … ①8:30 に入室、着席していないと遅刻。
②全校朝礼の日は、8:30 開始に間に合わなければ遅刻。
③交通機関の遅延などでやむを得ない場合は、遅延証明があれば遅刻にしない。
- (4) 遅刻時 … 遅刻をしたときはまず、
 - ①職員室の遅刻理由書を記入し、教員(担任)の確認をうける。
 - ②遅刻理由書を教科担任に渡す。(職員室の時間が登校時間とする。)
 - ③試験期間中は遅刻理由書を書かずに急いで教室に行き、試験を受ける。
- (5) 各校時の開始 15 分までに間に合えば「遅刻」とし、それを越えた場合は「欠課」とする。
- (6) 高校生は、考查時、15 分の時間を超えての入室・受験は認められない。
- (7) 高校生は、一日の授業時数の1/3までの遅刻登校ならば、一日の「遅刻」となり、それを超えて遅れてきた者は、一日の「欠席」として扱う。
- (8) 年間授業日数の 3/4 以上を出席しなければならない。
(教科時数は単位数の 8 倍を超えると不認定。)
- (9) 遅刻等は3回で1回の欠席換算をする。
- (10) 忌引き … 父母(一親等)3日、祖父母(二親等)2日、兄弟(二親等)2日、
伯叔父母(三親等)1日、従兄弟(四親等)1日を公欠とする。

7. 清 掃

- (1) 教室の清掃及び校内の美化には進んで参加すること。
- (2) 清掃は毎日放課後必ず行い、担任または担当教員の点検・確認を受けること。
- (3) 教室のロッカーや机の中は、整理整頓を心がけること。
- (4) 校内の建物、設備、器具、樹木などを汚損したり、落書きをしないこと。

8. 持 物

- (1) 学校生活(授業や部活)に不要な物は、学校に持って来ないこと。
- (2) 携帯電話及び情報通信機器類の使用等は「携帯電話・情報通信機器類に関する規定」に従うこと。
- (3) 貴重品類も朝礼時に担任に預けること。

(4)所持品にはすべて記名し、遺失物、拾得物のあったときには、すみやかに届けでること。
(上履き、体育館シューズにも記名。)

(5)傘は生徒会が貸し出しを行っているので、必要な場合は職員室の書類に必要事項を記入し担任に申請すること。その際、保証金 200 円を支払い、傘を返却後に返金してもらうこと。

※準則に違反する持物や使用があった場合、注意書発行に加え、当該物を一時的に預かる場合もあり、そのときは保護者を通じて当該物を返却することを基本とする。

9. 校外生活

(1)校外生活では本校生徒としての自覚をもって行動すること。

(2)風紀上好ましくない場所へは立ち入らないこと。

(3)アルバイトは必ず届け出ること。(学校生活に支障の出る時間帯は避けること)

(4)自動車等の免許取得を希望するものは、高3の12月末に学校に申請すること。

10. その他

(1)配布書類は必ず保護者に渡すこと。

(2)生徒間での金銭その他の貸借はしないこと。

(3)準則違反者には注意書を発行し、累積3枚で指導部より指導、4枚で訓告処分とする。

(4)校内での落とし物・忘れ物の保管期間は1年間とし、それ以降は処分する。

(5)ローン契約、クレジットカード契約等の金銭に関する契約は禁止とする。

*2023年4月5日実施

B. 頭髪規定

1. 染色・パーマ・脱色・エクステ等をしないこと。
2. 染色、脱色に関しては、以下のように指導をおこなう。
 - 1) 登校指導時、長期休暇明けの始業式および全校朝礼にて頭髪チェックをおこなう。
 - 2) その他で各担任が日ごろの学校生活において頭髪の改善が必要だと感じた生徒については生活指導部部長に確認をとること。
 - 3) 生活指導部より頭髪についての改善連絡があった生徒は、設定された期限内に頭髪を改善する。改善しなかった場合、以下のような指導を受ける。
 - 4) 期限までに頭髪を改善していない場合は再登校指導となる。この際、バスには乗車できない。

※再登校指導とは、一旦帰宅させ黒染めしてその日中に戻ってくるというもの。もしその日に黒染めし終礼までに戻ってきた場合は、その間の授業は指導扱いとなる。一方、学校に戻ってこなかった場合は、欠席扱いとなる。
3. 期限以降も頭髪改善をできなかった場合は、改善するまで以降の登校ができない。
4. 染色、脱色などをした場合は、黒染めしても時間の経過とともに黒染めがとれてくるため、改善後も定期的な追跡調査を行い、黒染めを行う。

C. 制服規定

	男 子	女 子
夏服	指定ソフトシャツ・ズボン ネクタイ	指定ソフトシャツ・スカート・ズボン リボン・ネクタイ・紺色ハイソックス
冬服	指定ブレザー・ズボン・長袖ソフトシャツ ネクタイ	指定ブレザー・スカート・長袖ソフトシャツ リボン・紺色ハイソックス 黒色タイツ・ベージュストッキング
	指定セーター・ベスト ・コート類(コート・オーバー・ジャンパー・ダウンジャケット)が必要な場合は、黒・紺色・灰色・茶色の無地あるいはワンポイントのものを基本とする。 ・ひざ掛けの使用は認める。 ※カジュアル性の高いものは不可(ボア、柄物や過度なプリント、ファーがある物など)	
留意	・春・秋の移行期間中は夏服・冬服のどちらでも可とする。 ・常に、正規の制服を着用すること。なお、ネクタイ・リボンは常時正しく着用すること。	

事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・制服の改造はしないこと。改造した場合は買い直しとする。 ・制服以外での登下校はしないこと。 ・冬服時にブレザーを着用せずにセーター、ベストで登校することは認めていない ・Tシャツ・トレーナー・ヨットパーカー・スウェットの着用は不可。 ・コート類やひざ掛けについては、自分で判断できない物は、生活指導部の教員に確認を取ること。(判断基準として、カジュアル性の高い物は不可) ・制服を加工した場合は生活指導部が預かる、または再購入してもらう。加工とはスカートを切る、ズボンの太きを変える等を指す。 ・スカートの長さはひざの中心より上方に 10 センチまでとする。
--------	--

D. 携帯電話・スマートフォン等の放課後使用に関して

1. 携帯電話及び情報通信機器類(時計タイプや最新携帯、ポケット wifi を含む)の校内持ち込みは原則禁止。ただし、保護者が必要とした場合、「携帯電話持参許可願」を提出すれば、校内への持ち込みを認めるものとする。
2. 携帯電話及び情報通信機器類は朝礼時もしくは登校時に必ず担任に預けること。
3. 授業内で携帯電話及び情報通信機器類を使用する場合は担当教員の指示に従うこと。
4. 朝礼時及び登校時に提出した携帯電話等は終礼時に担任より返却する。登下校時及び校内での使用ルールは以下の通りとする。
 - ・職員室前や保健室周辺での使用は極力控えるようにすること。
 - ・学校敷地内での静止画や動画の撮影は原則禁止とする(学校は不特定多数の人が来校するのでトラブルを防ぐため)。撮影する場合は近くの教員や事務員の許可を得て、モラルを守って行うこと。
 - ・ゲームやアプリケーションソフト類の使用は一切禁止とする。
 - ・通話は原則禁止。
 - ・登下校時は歩いたり、自転車に乗ったりしながら等の使用は禁止する。
5. 緊急で連絡を取らなければならない場合があれば、担任に使用許可をもらうこと。
6. 規定の違反があった場合、注意書発行に加え、使用許可を一時的に取り消すものとする。また、携帯電話類を一時的に預かる場合もあり、そのときは保護者を通じて当該物を返却することを基本とする。

E. 登下校

1. 学校は地域社会の中に存在し、地域の方々のご理解とご協力を得て教育活動を行っています。また、通学路は公共の道路ですので、一般の方や車や自転車にも配慮しながら通学すること、一般の方から注意を受けたときには素直に対応することを、常に意識しましょう。

2. 本校では通学路として決められた道を登下校するように指導しています。下記に簡単な地図を掲載しましたのでご確認ください。地域の方々との約束により、指定された通学路以外の登校はしないことになっています。



3. 大声で話しながら歩くと通学路沿いの住民でゆっくりと休んでおられる方や小さな子どものおられる家庭に迷惑です。買い食い、ゴミのポイ捨て、立ち話で道をふさぐなどは、学校で取り締まるまでもなく各自でわきまえてもらいたいです。

4. 登下校に限りませんが、人を思いやる心、注意を受けとめる素直さがだんだんと失われていることが現代の中高生の大きな問題だと言われます。通学路だけでなく、電車の中などでも、迷惑をかけないこと、相手が気持ちよく過ごせるように、自分ができることは何かを考えましょう。

5. 登下校途中において事故や不審な人に遭遇したときには、すぐにまわりの人に助けを求め、学校に電話連絡を入れるようにしましょう。

F. 京都国際学校の災難緊急状況時の生徒登校指針

1. 災害緊急状況：暴風、暴風雪、大雨、地震、火災など
2. 根拠：気象庁の発表、予報など
3. 行動要領＜時間の基準：当日、午前 6 時 30 分から 8 時まで＞

京都・亀岡エリア または居住地		登校場所					
		学校			学校以外		
		連絡	午前 6 時 30 分	午前 8 時	連絡	午前 6 時 30 分	午前 8 時
暴風	特別警報	HP	自宅待機	休校	HP	中止	中止
	暴風警報	HP	自宅待機	休校	HP	中止	中止
	暴風雪警報	HP	自宅待機	休校	HP	中止	中止
大雨	大雨警報	なし	登校	登校	なし	連絡	中止
地震	震度 5 弱以上	HP	休校	休校	HP	中止	中止
火災	学校火災	HP	連絡	連絡	-	-	-

※地震発生時など身の安全を第一に考え行動すること

※交通機関の運休などにより時差登校などを検討する場合もある

※緊急のお知らせは全て本校ホームページを閲覧すること

授業の中止の対象とするのは、

①「特別警報」「暴風警報」②「暴風警報」③「暴風雪警報」が発令されている場合のみとします。大雨警報のみ発令されている場合は登校になりますので、ご注意ください。

※気象警報等発令時の対応

台風など自然災害が予想される場合の気象警報発令時の対応を、次のように定めます。

1. 生徒の通学時における安全確保のため、次の①、②、③のいずれかが発令されている時、後の2～4に沿って始業時刻の変更や休校等の措置をとります。

①「特別警報」が発令されている。（「特別警報」とは、気象庁が発表してきたこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨や大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に出される警報です。）②「暴風警報」と「大雨警報」の2つの警報が発令されている。③「暴風雪警報」が発令されている。

2 京都市に居住している場合

(1) 登校のため自宅を出る段階(午前6時30分から8時まで)で、京都市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。

(2) 午前8時の時点で、京都市に上の警報が発令されている時は、休校とします。

(3) 午前8時の時点で、京都市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後(10時30分より)とします。

(4) 自宅を出た後、京都市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。

(ア)安全な場所に避難する。(イ)帰宅する。(ウ)学校に登校する。

3 京都市以外に居住している場合

(1) 登校のため自宅を出る段階で、居住している地域または京都市に上の警報が発令されている時は、自宅待機とします。

(2) 午前8時の時点で、京都市の上の警報が全て解除された時は、安全を確保し登校してください。始業時刻は、警報が解除されてからおおむね2時間後(10時30分より)とします。

(3) 午前8時の時点で、居住している地域または京都市に上の警報が発令されている時は、登校しないでください。居住している地域の状況が改善していても、京都市に上の警報が出ている時は、休校となります。

(4) 自宅を出た後、居住している地域または京都市に上の警報が発令された時は、天候の状況等によって次の中で一番安全な方法をとってください。(ア)安全な場所に避難する。

(イ)帰宅する。(ウ)学校に登校する。

4 注意事項

(1) 警報が発令されていない時でも、気象・交通機関・道路などの状況により登校に危険が予想される場合や、JRや路線バスの運休により登校に困難が生じた場合は、保護者の判断のもとで自宅待機してください。

(2) 自宅待機による欠席は特別欠席扱いとします。

- (3)テレビ・インターネット等で気象警報の状況を確認し、警報が解除された時には、すぐに登校を始められるように準備をしておいてください。
- (4)始業時刻後に上の警報が発令された時は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- (5)休校等により行われなかった授業については、長期休業日等に行う予定です。
- (6)模擬試験や休業中の補習等についても、この「気象警報発令時の対応」に準じてください。
- (7)自宅待機によって模擬試験等が受験できない場合は、追試験や自宅受験等を行う予定です。
- (8)休日・休業中の部活動については、原則としてこの「気象警報発令時の対応」に準じますが、詳しくは学校の指示に従ってください。（平成 29 年 9 月改訂）

保健室利用について

保健室利用について

保健室は誰でも利用できる場所です。ルールやマナーを守って上手に利用してください。

○保健室のルール

- ・授業が優先です。緊急時以外は休み時間にきてください。
- ・保健室に入る時は身だしなみを整え、名前と来室理由を自分で説明してください。
- ・飲み薬は渡していません。アレルギーの心配があること、飲み薬を飲むことで症状の悪化に気づけない可能性があるためです。
- ・体調不良での休養は原則1時間です。1時間で体調が回復しない場合は早退を検討します。
- ・体調不良での来室は、体調保健室利用カードが必要です。(緊急時は不要)

体調保健室利用カードについて ① 職員室に置いてあるので取りに行く ② 利用者記入欄を自分で書く ③ 次の授業の先生にサインをもらう (会えなければ担任の先生や他の先生に お願いする) ④ サインを貰った用紙を保健室に 持ってくる	体調保健室来室カード <small>次の授業の 先生のサイン</small>
	<small>体調が悪い時は先生にサインを買ってから保健室へ 休養は原則1時間です</small>
	【利用者記入欄】 日時： 月 日 時 分 名前： (中/高 年) 症状：頭痛・腹痛・吐き気・
	【保健室記入欄】 在室 : ~ : 体温 ℃→ ℃

スポーツ振興センターについて

日本スポーツ振興センターに加入している生徒に対し、登校～下校までの学校生活で災害(ケガや特定の疾病)により医療機関で治療を受けた場合に、医療費・見舞金の給付を行う共済制度です。申請の書類は保健室にありますので、利用時は取りに来てください。

カウンセリングについて

スクールカウンセラー(公認心理士)によるカウンセリングをおこなっています。保護者の利用も可能です。

曜日:木曜日(時間割により変わることがあります)

申込方法:担任、河原先生、保健室で申し込みができます。

部活動について

A.Club・同好会 活動規定

1. 部活動

本校の部活動は、学校の教育活動の一環であり、スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもので、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものである。

2. 同好会

本校の同好会は、部活動に準ずるものであるが、人数、経費、環境、設備等の理由により部活動としては活動が制限されるものをいう。

3. 部活動、同好会間の移行

部活動の活動状況が、同好会としての活動の方が適していると考えられる場合は顧問が同好会移行届(*様式1)を特別活動係に提出する。また、部活動としての活動の方が適していると考えられる場合は、部活動移行届(*様式2)を特別活動係に提出する。特別活動係が顧問会議で提案をし、管理職主任会議で検討の上、学校長の承認の下、移行することができる。なお、例外として、顧問からの書類が提出されていない場合でも、顧問会議にて提案し、全クラブ顧問の過半数の賛成により移行することも可能とする。また同好会から部活動に移行する際は3年以上定期的な活動経験があり、会員の人数が他学年を含めて5名以上いることを条件とする。

4. 同好会の発足

新しく同好会を発足させる場合は、同好会発足届(*様式3)を記入し、代表者の担任の署名・捺印と特別活動係の署名・捺印をもらう。その後、特別活動係が顧問会議で提案をし、管理職主任会議で検討の上、学校長の承認の下、同好会を発足することができる。なお、同好会を発足させるにあたり、会員が他学年を含め5名以上いることが望ましい。

5. 廃部・廃会

部活動、同好会の活動が継続困難な場合は、顧問が廃部・廃会届(*様式4)を特別活動係に提出する。その後、特別活動係が顧問会議で提案をし、管理職主任会議で検討の上、学校長の承認の下、廃部・廃会することができる。

6. 所属

入部・入会

・部活動および同好会に入部・入会を希望する学生は、入部・入会届(*様式5)に必要事項

を記入し、保護者の署名・捺印、担任の署名・捺印の上、顧問に提出する。顧問は特別活動係に入部・入会届を提出し、その写しを保管する。

- ・新入生の入部は、4月中を仮入部・仮入会期間とし、5月から正式な部員・会員とする。
- ・部活動と同好会の両方の所属については、部活動と同好会または同好会と同好会の所属を認める。同好会に2つ以上所属する場合は各顧問が協議し決定する。部活動と部活動の所属は認めないが、体育系と文科系の兼部に限り認める。
- ・特別活動係は起案をし、管理職に報告をする。

退部・退会

- ・部活動および同好会の退部・退会を希望する学生は、退部・退会届(*様式6)に必要事項を記入し、保護者の署名・捺印、担任の署名・捺印の上、顧問に提出する。特別活動係の教員に退部・退会届を提出し、その写しを保管する。
- ・その後、特別活動係は起案をし、管理職に報告をする。

所属期間

入部・入会をした学生は、在学中に退部・退会届けを提出しない限り卒業までその部活動に所属するものとする。ただし、活動の参加率が悪い学生は顧問会議で提案の上、顧問の権限により、退部・退会させることができる。その際、退部・退会届を顧問が特別活動係に提出する。

7. 運営

安全管理

- ・顧問及び指導者は、いかなる場合(日・祭日の練習、公・練習試合を含む)においても、最後まで学生の指導・管理をし、その安全確保につとめること。出来ない場合は、代理の教職員をつけること。

学生会予算

- ・部活動にあてられる学生会予算とは、本校全学生から徴収する学生会費のうちから支給されるものである。
- ・学生会予算を使用する場合は、事前に用途、金額を明らかにし、学生会担当教員に報告をする。
- ・学生会予算を使用した場合は学生会担当教員に報告し、学生会出納帳により管理する。
- ・学生会予算を飲食代に使用することはできない。ただし、試合や遠征の場合、活動に必要な飲料代に使用することはできる。家庭科同好会など調理実習や各クラブ交流会・送別会などにおける飲食代はクラブ顧問・学生会顧問との協議の上、承認のうえ使用できる。

- ・各年度に学生会費から支給される金額は、前年度の実績、来年度の活動予定を考慮し、顧問会議で検討し、6月の前期学生会総会に案を申請する。
- ・新設の同好会の予算は同好会発足時の顧問会議で話し合わせられ学生会総会にて承認される。

部費

- ・部費とは各部活動が、年間を見通した活動計画の下、活動運営に必要な金額を部員・同好会員から徴収することができるものである。
- ・年間を通じて定期的に徴収する部費については、その目的、用途、金額を明らかにし、年度始めの顧問会議において検討する。決定事項を管理職に起案の上、報告する。
- ・顧問は部費を徴収する際、その目的、用途、金額を明らかにし特別活動係に報告する。特別活動係は指導部主任に報告し、管理職に報告する。
- ・顧問および指導者は部費の徴収状況、用途、残高を管理し、必要に応じて収支の説明ができるようにしておく。

8. 活動

- ・活動時間は17時45分までとし、18時までには完全下校をすること。顧問は責任をもって下校させる。
- ・高校生の練習時間においては、時間の延長を認めることがある。その場合、必ず、事前に学校長の許可を受け、保護者にその旨を伝え、顧問及び指導者が最後まで生徒の管理をすること。
- ・早朝練習をするときは、必ず、学校長の決裁(起案を要する)を受け、保護者にその旨の案内を出すこと。
- ・長期放学中の活動については活動計画を特別活動係に提出し、係は主任・管理職に報告する。
- ・活動時の服装については、学校指定の体操服を基本とし、顧問指導の下、華美にならないように管理する。また、平日休日を問わず、制服で登下校して学校で着替えることを原則とする。
- ・活動中に不慮の事故やけがが生じた場合は、「学校管理下の事故発生時の対処について」にもとづき対応する。
- ・対外試合や大会に参加する場合は、不慮の事故やけがに備えて必ず起案し、管理職に報告する。
- ・管理職が必要と判断した場合、活動記録(クラブ日誌等)を提出させることがある。

定期考査一週間前の活動

- ・定期考査一週間前の活動は原則として停止し、試験勉強に集中させること。
- ・公式試合及び重要だとみなされる試合が、考査中及び考査近くにあるとき、学校長の決裁(起案を要する)を受け、保護者にその旨の案内を出した場合、試験勉強に著しく支障のない範囲で、練習を許可することがある。但し、あくまでも本人・保護者の意見を尊重し、自由参加とすること。
- ・上記以外でも、活動を認めることがある。その場合、必ず、事前に学校長の許可を受けること。

9. 其他

- ・上記各事項において、学習成績が著しく芳しくない者は、一定の期間、上記活動を停止することがある。
- ・上記各事項において、諸事情を考慮し学校長の判断により上記内容以外の活動を許可する場合がある。

食堂利用について

・1食 400円で食堂を利用することが出来ます。メニューは日替わりメニュー(食堂に貼ります)となります。(考査期間、長期休暇期間等は除く。また、場合によって食堂の運営を中止する場合があります)

食券購入

食堂利用当日の2時間目と3時間目の間の休み時間まで(50分授業の場合は10時40分まで)までに食堂内にある食券販売機で購入します。体調不良等で食券を返却する場合は4限目が始まる前までに事務所まで報告してください。

食堂利用時間

12時30分～13時10分(50分授業の場合)

12時40分～13時20分(40分授業の場合)

※午後の授業に間に合うように返却すること

自動販売機利用時間

休憩時間及びお昼休み、放課後に利用ができます。

場合によって売り切れる可能性があります。

食べ歩きなどは禁止となりますので、マナーを守って利用しましょう。

年間予定

		4月	5月	6月	
1	土		月		木 中間考査
2	日		火		金 中間考査
3	月		水	【憲法記念日】	土 中間考査(高1-1)
4	火	高校新入生OT(9:00～)	木	【みどりの日】	日
5	水		金	【こどもの日】	月
6	木	始業式	土	【第2土振替】	火 写生大会
7	金	入学式	日		水
8	土	【第2土】	月	教育実習(～5/26)	木
9	日	韓国語能力試験	火	いじめ防止教室	金 模擬試験(高3進)
10	月	模擬試験(全校生)	水		土 【第2土】
11	火	新入生OT,新入生歓迎会	木		日
12	水	生徒検尿1次検査	金		月
13	木		土	【開校記念日】	火
14	金		日		水
15	土		月		木
16	日		火		金 進路講演会
17	月	歯科検診(8:50～) X線・心電図	水		土
18	火	全国学力学習状況調査(中3)	木	体育祭	日
19	水	内科健診(12:40～)	金	体育祭予備日	月 進路希望調査～6/23
20	木	眼科検診(13:30～)	土	【第4土振替】	火 救急救命講習
21	金	模擬試験(高3進)	日		水 非行防止教室
22	土	【第4土】	月		木
23	日		火		金
24	月	健康診断6時間目	水	耳鼻科検診(14:30～)	土 【第4土】
25	火		木		日
26	水	職業体験講座 話すこと調査(中3)	金	第1回英検1次40分×5h 学生会前期総会	月
27	木	痴漢対策講座 生徒検尿2次検査	土	公開授業、PTA総会	火
28	金	内科健診(13:30～)	日		水
29	土	【昭和の日】	月		木
30	日		火		金
31			水	中間考査	

7月			8月			9月		
1	土	期末考査(高1-1) PTA役員・委員会	火	高3進学特別講習	金			
2	日	第1回英検2次	水	高3進学特別講習	土			
3	月	期末考査	木	高3進学特別講習	日			
4	火	期末考査	金	高3進学特別講習	月			
5	水	期末考査	土		火			
6	木	期末考査	日		水	学力推移調査(中学全学年)		
7	金		月		木			
8	土	【第2土】	火		金			
9	日	韓国語能力試験	水		土	【第2土】		
10	月	進路ガイダンス	木		日			
11	火	国人(案)	金	【山の日】	月			
12	水	国人(案)	土	【第2土】	火			
13	木	国人(案)三者面談(~7/20)	日		水			
14	金	国人(案)模擬試験(進学全学年)	月		木			
15	土		火	光復節	金			
16	日		水		土	模擬試験(3-1) PTA役員・委員会		
17	月	【海の日】	木		日			
18	火	水泳実習	金		月	【敬老の日】		
19	水		土		火			
20	木		日		水			
21	金	終業式	月		木			
22	土	【第4土】	火		金			
23	日		水	夏期講習④	土	【秋分の日】		
24	月	夏期講習①	木	夏期講習⑤	日			
25	火	夏期講習②	金	夏期講習⑥	月	文化祭練習期間(~10/6)		
26	水	夏期講習③	土	【第4土】	火			
27	木	進学合宿	日		水			
28	金	進学合宿	月	始業式	木	秋夕行事、PTA大掃除		
29	土		火	模擬試験(高校全学年)	金	【秋夕】		
30	日		水		土			
31	月	高3進学特別講習	木					



	10月		11月		12月	
1	日		水	模擬試験(進学全学年)	金	
2	月		木	野外授業	土	
3	火		金	【文化の日】	日	
4	水		土		月	
5	木		日		火	
6	金		月		水	期末考査(高1-1)
7	土	文化祭	火	修学旅行	木	期末考査
8	日		水	修学旅行	金	期末考査
9	月	【スポーツの日】	木	修学旅行	土	【第2土】
10	火	文化祭予備日	金	修学旅行	日	
11	水		土	【第2土】	月	期末考査
12	木		日		火	期末考査/テーブルマナー
13	金	模擬試験(高3進)	月	読書週間(~18)	水	人権学習・ボランティアデー
14	土	【第2土】	火		木	学校評価期間(~12/31)
15	日	韓国語能力試験	水		金	大学見学会
16	月		木		土	
17	火		金		日	
18	水		土	公開授業、数学検定	月	三者面談期間(~12/22) 薬物乱用防止教室
19	木		日		火	
20	金		月	進路希望調査~11/24	水	終業式
21	土	中間考査(高1-1)	火		木	高3特別補習
22	日		水	学生会後期総会	金	高3特別補習
23	月	中間考査	木	【勤労感謝の日】	土	【第4土】
24	火	中間考査	金	球技大会	日	
25	水	中間考査	土	【第4土】	月	高3特別補習
26	木		日		火	高3特別補習
27	金		月		水	高3特別補習
28	土	【第4土】	火		木	高3特別補習
29	日		水		金	
30	月		木		土	
31	火				日	

1月			2月		3月	
1	月	【元日】	木		金	学年末考査
2	火		金		土	中学卒業式
3	水		土	高校卒業式	日	
4	木		日		月	
5	金		月		火	
6	土	始業式	火		水	進路ガイダンス
7	日		水	ソルナル行事	木	中学スケート教室
8	月	【成人の日】	木	高1スキー実習	金	
9	火	実力考査・模擬試験	金	高1スキー実習	土	【第2土】
10	水		土	【第2土】 高校入試(一次)	日	
11	木		日	【建国記念の日】	月	
12	金	第3回英検 1次 40×5h	月	【振替休日】	火	
13	土	【第2土】中学入試(A日程)	火	進路希望調査～2/17	水	
14	日		水		木	
15	月		木		金	
16	火		金		土	
17	水		土	模擬試験(2-1) PTA臨時総会	日	
18	木		日	中学入試(B日程)、第3回英検2次	月	
19	金		月		火	修了式
20	土	模擬試験(1-1・2-1)、中学韓国語大会 PTA役員・委員会	火		水	【春分の日】
21	日		水		木	
22	月		木		金	
23	火		金	【天皇誕生日】	土	【第4土】
24	水	学力推移調査(中学)	土	【第4土】	日	
25	木		日		月	
26	金		月	学年末考査(高1-1)	火	
27	土	【第4土】	火	学年末考査	水	
28	日		水	学年末考査	木	
29	月		木	学年末考査	金	
30	火				土	
31	水				日	

校内図

[本館]

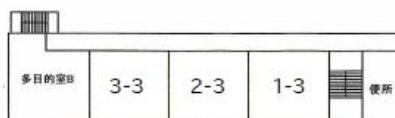
本館 1階平面図



本館 2階平面図



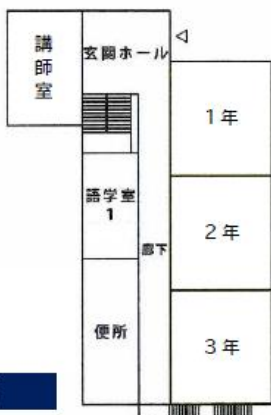
本館 3階平面図



[新館]

新館 1階

中学校



新館 2階

進学コース



校歌

교 가 校 歌

辺 洛 河 作詞
金 瓊 燦 作曲

♩=72

동 해 바다 건 너 — 서 야 마 — 도 땅 — 은 거
ト ン ヘ バダ コン ノー ソ ヤ マー ト 타 — ウ ン コ
東海を越えてきた 大和の地は

5
룩 — 한 우 리 조 상 옛 적 — 꿈 자 리 아
ル — カ ン ウ 리 チョサン イェツ 초 — 콤 차 리 아
神々しい我が祖先の 遠い昔の夢の場所

9
침 저 녁 몸 과 — 덕 닻 는 — 우 리 — 의 정
치 ム 초 니옉 모 ム 그 아 — 드 닻 닻 — 우 리 — 에 정
朝な夕なに 身体と徳を 磨く我等の

13
다 — 운 보 금 자 리 한 국 — 의 학 원
다 — 운 보 금 자 리 한 국 — 의 학 원
なつかしきふるさと 韓国の学園



学校法人 京都国際学園 京都国際高等学校
生徒・保護者専用ページ